市税(市民税、固定資産税、その他)の賦課及び徴収事務の執行について

1.個人市民税

監査結果	具又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
(3)未申告者の絞り込みについて		年齢による絞り込みを平成 28	総務部
【意見】報告書	₹81 頁	年度から 18 歳から 65 歳までの範	市民税課
市は未申告者	一定の規程	囲に広げ、調査を実施しました。	
(市民税・県民	战未申告調査課税実施	また、これまで未申告呼出対象	
要領等)を設け	て申告勧奨を行う対象	外としていた発送停止者及び発送	
者を絞り込み、	申告を促しているが、	不達者についても調査し、平成28	
対象者の絞り込	み作業が課税事務負担	年度から申告書を送付しました。	
軽減を主目的と	したものであり、課税		
漏れを効果的に	防止するための方法と		
なっているとは	言い難く、特に次の者		
を未申告呼出対	象外としていること		
は、課税の公平	性の観点からも見直し		
が必要である。			
対象外区分	理由		
0~19 歳	未成年のため、所得		
	が少ない。		
61 歳~	60 歳定年退職で年		
	金以外の収入は少な		
	Įν _°		
発送停止者	本人からの依頼によ		
	り、申告書を送って		
	いない。		
発送不達者	申告書を発送したが		
	不達となった者		
(4)61 歳から 7	0歳の未申告者につい	年齢による絞り込みを平成 28	総務部
て		年度から 18 歳から 65 歳までの範	市民税課
【結果】報告書 81 頁		囲に広げ、調査を実施しました。	
平成 26 年度課税において 61 歳から		また、年齢制限により未申告調	
70 歳の未申告者 239 件のうち 18 名に		査対象外となった 66 歳から 70 歳	
ついて、調査を行った結果、申告漏れ		までの者についても、平成28年	
あるいは課税漏れの可能性のある者が		度から過去3年の申告状況のモニ	
9名検出され、平成25年度課税につい		タリングを実施しました。	
ても同様に 219 件のうち 11 名につい			
て調査を行った結果、申告漏れあるい			
は課税漏れの可	「能性のある者が 5 名検		

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
出された。		
市は労働基準法の改正による定年退		
職年齢引き上げなどの労働環境の変化		
を踏まえ、課税漏れ防止を強化するた		
め、61歳以上を未申告呼出対象外とす		
る現在の運用において以下の2点を改		
善する必要がある。		
・対象年齢を 61 歳から 65 歳に引き上		
げる。		
・年齢制限により未申告呼出対象外と		
なった者について、過去3年間程度		
の申告状況をモニタリングできるシ		
ステムを構築する。		
		() = () ()
(5)申告書発送停止・不達について	発送停止者及び発送不達者につ	総務部
【意見】報告書83頁	いては、過去3年分の申告実績を	市民税課
何らかの理由で本人から「申告書を	確認の上、平成28年度から申告	
発送しないでほしい」との申し出があ	書を送付し、課税の公平性を図り	
れば、税総合システム上、電子的に発	ました。	
送停止の記録が付され、一度発送停止		
が記録されると、それがシステム上解		
除されるまでは、発送停止が自動継続		
され、申告書対象として抽出されない		
状態が続く。		
つまり、一旦発送停止扱いにすれ		
ば、意識的に解除しない限り、申告書 を送ることもなく、未申告呼出対象者		
となることもない。申告書が不達とな		
こなることもない。中古書が不達となった場合も同じ状態となる。		
課税の公平性の観点からも、申告書		
発送停止・不達の取扱いを見直すべき		
である。		
 (6) 臨戸訪問調査について	平成 27 年度調査から未申告カ	総務部
【意見】報告書84頁	ードへの記載内容及び方法を統一	市民税課
電話調査の実績報告書がない状況や	しました。また、臨戸訪問調査を	
臨戸訪問調査の報告書が実施件数のみ	実施することによって提出された	
の報告書であり、臨戸訪問調査の効	申告書提出件数等の後追い調査、	
果・成果を把握・記録しているものが	検証については、平成27年度調	
ないなど、調査としてはその効果等の	査から実施しています。	
検証可能性に乏しく、不十分である。	また、臨戸訪問については、平	
更に、臨戸訪問調査報告書に添付さ	成 29 年度においては、平成 28 年	
れている「未申告カード」に訪問記録	度に実施した実績を踏まえ、前年	

	The second secon	In the lander
監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
や所得の状況が記載されているが、担	所得の状況により対象者を絞り、	
当者により記載内容・水準に乖離があ	本人に電話連絡が取れる場合は申	
り、担当者によっては詳細を把握する	告書の提出を促し、それ以外の場	
ことができない事案が散見された。	合は臨戸訪問を実施していきま	
臨戸訪問調査の報告書の記載様式、	す。その後追いとして、1か月経	
要求事項を工夫すべきであり、電話調	過後も申告がない場合は、督促日	
査の実績報告書も作成すべきである。	を決めて夜間の電話連絡や、再	
また、臨戸訪問調査の訪問件数のう	度、個人宅を訪問して申告を促し	
ち、約半数以上が留守であり、訪問時	ていきます。	
間や事前連絡などの工夫が必要であ		
る。		
未申告者に対する呼出・申告勧奨・		
所得調査など、相当な労力を使い事務		
作業が行われているが、後追い調査や		
管理が行われていないため、これらの		
事務作業が、どれだけ申告書提出に繋		
がったのかを検証できない状況にあ		
る。		
(9)給与支払報告書未提出事業主の捕	法人市民税新規設立法人リスト	総務部
捉について	を使用して、法人市民税の均等割	市民税課
①新規設立法人への対応について	が賦課されている事業所を抽出	
【結果】報告書 90 頁	し、給与支払報告書が提出されて	
前年度に給与支払報告書の提出実績	いない事業所に対して、平成28	
のある事業主に対して給与支払報告書	年度から給与支払報告書の提出を	
を送付し、未提出の事業主に対して催	求めました。	
告を行っているのみであり、新規設立		
法人に対して給与支払報告書の提出を	また、法人設立(開設)申告書	
	また、法人設立(開設)申告書 の個人住民税の徴収方法欄は削除	
促す手続は実施されていない。		
促す手続は実施されていない。 新規設立法人は、市へ法人設立(開	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
新規設立法人は、市へ法人設立(開	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
新規設立法人は、市へ法人設立(開 設)申告書の提出が必要とされてお	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
新規設立法人は、市へ法人設立 (開設) 申告書の提出が必要とされており、個人市民税担当は法人市民税担当	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
新規設立法人は、市へ法人設立 (開設) 申告書の提出が必要とされており、個人市民税担当は法人市民税担当と連携し、当該申告書の提出時に、新	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
新規設立法人は、市へ法人設立 (開設) 申告書の提出が必要とされており、個人市民税担当は法人市民税担当と連携し、当該申告書の提出時に、新規設立法人に対して、給与支払報告書	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
新規設立法人は、市へ法人設立 (開設) 申告書の提出が必要とされており、個人市民税担当は法人市民税担当と連携し、当該申告書の提出時に、新規設立法人に対して、給与支払報告書の提出を求めることが必要である。	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
新規設立法人は、市へ法人設立 (開設) 申告書の提出が必要とされており、個人市民税担当は法人市民税担当と連携し、当該申告書の提出時に、新規設立法人に対して、給与支払報告書の提出を求めることが必要である。また、法人設立 (開設) 申告書のそ	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
新規設立法人は、市へ法人設立 (開設) 申告書の提出が必要とされており、個人市民税担当は法人市民税担当と連携し、当該申告書の提出時に、新規設立法人に対して、給与支払報告書の提出を求めることが必要である。また、法人設立 (開設) 申告書のその他の個人住民税の徴収方法欄におい	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
新規設立法人は、市へ法人設立 (開設) 申告書の提出が必要とされており、個人市民税担当は法人市民税担当と連携し、当該申告書の提出時に、新規設立法人に対して、給与支払報告書の提出を求めることが必要である。また、法人設立 (開設) 申告書のその他の個人住民税の徴収方法欄において、「1.特別徴収、2.普通徴収、	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
新規設立法人は、市へ法人設立(開設)申告書の提出が必要とされており、個人市民税担当は法人市民税担当と連携し、当該申告書の提出時に、新規設立法人に対して、給与支払報告書の提出を求めることが必要である。また、法人設立(開設)申告書のその他の個人住民税の徴収方法欄において、「1. 特別徴収、2. 普通徴収、3. 未定」を選択できるかのような記	の個人住民税の徴収方法欄は削除	
新規設立法人は、市へ法人設立 (開設) 申告書の提出が必要とされており、個人市民税担当は法人市民税担当と連携し、当該申告書の提出時に、新規設立法人に対して、給与支払報告書の提出を求めることが必要である。また、法人設立 (開設) 申告書のその他の個人住民税の徴収方法欄において、「1. 特別徴収、2. 普通徴収、3. 未定」を選択できるかのような記載となっているが、地方税上、事業主	の個人住民税の徴収方法欄は削除	

野木針田コは辛日の柳西	誰とも世界の中穴	+□ ハ\ 卆仏号田
監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
②法人市民税賦課事業主への対応につ	法人市民税担当と連携し、従業	総務部
いて	員が50人超の事業所について、	市民税課
【意見】報告書 92 頁	給与支払報告書の未提出事業所を	
市内で事業を営み、法人市民税の均	抽出、突合し、平成28年度から	
等割を賦課されている事業主について	給与支払報告書の提出を求めまし	
は従業員数が51人以上であり、市内	た。	
に在住する従業員が相当数いることが		
容易に推測されるため、法人市民税の		
均等割を賦課されている事業主を対象		
に、給与支払報告書の未提出がないか		
どうかを調査することは有用である。		
しかし、税総合システムから、対象と		
なる事業主を捕捉するための一覧等が		
出力されないこともあり、当該調査は		
実施されていない。		
個人市民税担当では、法人市民税担		
当と連携の上、法人市民税の均等割を		
賦課されている事業主を対象に、給与		
支払報告書の未提出がないかどうかの		
調査について、代替的な調査方法も含		
めて検討することが望まれる。		
③確定申告書、市申告書により給与所	確定申告書や市申告書で給与所	総務部
得を申告する者への対応について	得を申告された際に添付のあった	市民税課
【意見】報告書 92 頁	源泉徴収票を基に、給与支払報告	
確定申告書や市申告書によって給与	書の提出の有無を調査し、未提出	
所得の申告が行われ、給与所得の証明	事業主に対して、提出及び特別徴	
に源泉徴収票が添付されることがあ	収の実施を促しています。	
る。		
通常、市では、普通徴収による課税		
決定を行っているが、給与支払を行っ		
ている事業主を特定し、給与支払報告		
書の提出、及び個人住民税の特別徴収		
を促すことが必要である。		

2. 法人市民税

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
(1)休業法人調査について	休業法人調査票を見直し、調査	総務部
【意見】報告書 99 頁	日及び調査実施者の記入欄を設け	市民税課
市は、休業届を提出した法人に対	るとともに、調査項目欄を設け、	
し、現地訪問を行ったり、日本年金機	調査内容を統一しました。	
構の全喪事業所に該当するかを確認し		
たりすることにより、休業法人が実際		
に事業を行っていないかを調査してい		
る。		
平成 26 年度調査 55 件に関する調書		
を閲覧したところ、その文書化内容に		
以下の問題があるものが散見された。		
(ア)調査日付が記載されていない(11		
件)。		
(イ)調査実施者が記載されていない		
(全件)。		
(ウ)調査内容が統一されておらず、調		
査の深度に差がある。		
(3)減免申請の審査(収益事業の確	減免申請法人の申告書提出の有	総務部
認)について	無を所管税務署に照会すべく、準	市民税課
【結果】報告書 101 頁	備を進めているところです。	
法人市民税の減免申請を行っている		
一般社団法人又は一般財団法人が収益		
事業を行っていないことについて、市		
民税課は減免申請時に確認していな		
Vio		
市は、法人税額データと法人市民税		
申告書上の法人税額との照合を行う際		
に、税システムに登録されている法人		
税額を確認することになり、この時点		
で減免申請が認可されている法人が実		
際には収益事業を行っていることが判		
明することになる。		
しかし、この手続は、法人税額の正		
確性を確認するものであることから、		
法人市民税の減免の適否に焦点が当て		
られていないため、減免申請を行った		
一般社団法人又は一般財団法人を母集		
団として、それぞれの法人が実際に収		
益事業を行っていないかを確認するこ		
とが必要である。		
	1	1

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
(4)未申告法人の把握について	新市税業務システムを活用して	総務部
【意見】報告書 103 頁	未申告法人を抽出し、抽出法人の	市民税課
未申告法人に対する対応として、前	現況を確認した上で、申告義務の	
年度に法人市民税の申告書を送付した	ある法人に対して申告を督促して	
法人及び当年度に設立や異動等があっ	いきます。	
た法人に対して、市は申告書を送付し		
ている。		
しかし、送付するのみであり、その		
後のフォローは特に実施されていな		
い。送付したにも関わらず申告を行わ		
ない法人については、その理由を調査		
し、申告義務のある法人に対して督促		
等を実施すべきである。		√√
(5)保健所等との連携について	保健所から情報を取得し、納税	総務部
【意見】報告書 103 頁	義務者の捕捉に活用しています。	市民税課
飲食店営業やクリーニング店営業に		
は保健所の許認可が必要となる。この		
ため、保健所の許認可情報は、網羅的		
に法人市民税の納税義務者を捕捉する		
のに有用であると考えられる。しか		
し、市では、保健所の許認可情報を法		
人市民税の納税義務者の捕捉に活用し		
ておらず、その活用が求められる。		
 (6)申告書上の従業員数の検証につい	新市税業務システムを活用し、	総務部
て	従業員が50人弱の法人につい	市民税課
【意見】報告書 104 頁	て、給与支払報告書の人数と乖離	THE PUBLIC
法人市民税の均等割額は、従業員数	がある場合、法人に人数算定の根	
が 50 人以下か 50 人超かでその金額が	拠を確認する等の調査を実施しま	
異なる。このため、法人市民税の申告	す。	
書に記載された従業員数の正確性が重		
要となる。しかし、市では、法人市民		
税に記載の従業員数を所与として、そ		
の正確性の検証を行っていない。少な		
くとも、申告書に記載されている従業		
員数が50人弱(例えば40人から50		
人)となっている場合は、より詳細な		
調査を行うことが求められる。		
17 - C / 11 / C C / 11 / D / O O O		

3. 固定資産税・都市計画税

3. 固定資産税・都市計画税		
監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
(1)非課税資産について	非課税対象資産の網羅性を具備	総務部
①非課税対象資産の定期的な実態調査	したリストの整備後、平成31年	資産税課
について	度末を目処に用途非課税の取扱い	
【意見】報告書 114 頁	をしている土地・家屋に対する実	
一度申請され非課税対象となったも	地調査の年次計画を策定し、実地	
のについて、市では毎年度申請させる	調査を行っていきます。なお、リ	
のではなく、その後の用途変更等によ	スト作成の過程においても必要に	
り非課税対象でなくなったときに届出	応じて調査を行っているところで	
書を提出させる運用としているが、所	す。	
有者等がその届出を失念していれば継		
続して非課税となってしまうリスクが		
あり、総務省から各市町村に通知され		
ている「地方税法の施行に関する取扱		
いについて」の第3章第1節18(定期		
的な実地調査、必要に応じ条例による		
申告義務を課す等)への対応の観点か		
ら、定期的な確認ルールを整備するこ		
とが求められる。		
②非課税対象資産の網羅性を具備した	下記の手順により、平成31年	総務部
リストの作成について	度を目処に網羅性が確保された非	資産税課
【結果】報告書 115 頁	課税対象資産のリストを整備して	
非課税対象資産について、非課税リ	いきます。	
スト等で網羅的に把握することができ	(家屋)	
ない状態であることが、監査手続時に	リストは、新税総合システムと	
確認された。	現在運用中の地図システムを活用	
非課税は一歩間違えれば課税の公平	して、下記の年次計画のとおり整	
性を著しく害することになるため、そ	備していきます。	
の取扱いは慎重に行うべきであり、非		
課税対象資産の認定時点、認定理由な		
どの詳細な把握及び上述の定期的な実		
態調査のためにも、網羅性が確保され		
た非課税対象資産のリストが必要であ		
る。		

監査結果又は意見の概要			講じた	措置の内	容	担当部課
			非課種	说家屋	減各中日	
			人的	用途	減免家屋	
		和シフラム	ン・仮評価依頼 スがあった家屋	・非課税成りと なった家屋を 登録。	・H15 築以降 の家屋は登録 済。 ・H14 築以前 は登録済の家 屋もあれば未 登録の家屋も ある。	
	3 1		されるようになっ ステム登録済の 家屋 ID が表示さ	ているが、税シ 家屋であっても されるような整備 降の家屋は外形	・H22 築以降 の家屋は登録 済。 ・H21 築以前 の家屋は非課 税家屋と同様 の状態。	
		局 伊 登 米	類 ベースやマイクロ 必要としない非記 あり、全ての非認	電子データで存在。 コフィルムで管理。 果税・減免処理を行 果税家屋関係資料	ただし申告書を テっていた時期も	
		和シフラム	・H28 築以降の ス 人的・用途とも新	f税システムへ登	・従来どおり 調査や上で新 行った上で新 税システムへ 登録。	
	F 2 8	٤	3 ・H28 築以降の ・ 外形図を地図シ るように運用を改	ステムへ登録す	・従来どおり 外形図を新税 システムへ登 録。	
		移住	系 システム内へ取 システム内へ取 キストンに 第日 **	請書を電子データ り込み、申請状況 そ改善。		
		和シフラム	ス C OH13 築以降の れた資料が残っ いて箇所の特定 作業を同時に実	ている家屋につ を行い、以下の	OH13 第一次 P を	
	⊢ 2 9	シフラ	テ ③地図システム ム 録。	システムの家屋に関係資料を登	①未登録の減 免家屋につい て新発システ ムへ登録。 ②未登録の減 免家屋につい	
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	系 登		で が で が が を を の で が の で の で の で の で の で の の で の の の の の の の の の の の の の	
	F	和シフラム	た。 未登録の物件リ 下の作業を実施 で ①土地課税マス 課税か用途非課	タと照合し、未登録 税かを分類。人的	ストを活用し、以 录家屋が人的非 1非課税家屋は、	
	3 0	封	世 払い下げ等がある。結果、税シスステムの家屋ID 理。 マススでは、世界区を非課税とは、企業を表す。	(テムへの登録や5) の登録は行わず 想定される家屋(<u>-</u> い家屋)について、	により認定でき 外形図に新税シ 、当該リストで管 土地が官有地や	

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
	③明らかに建築当時から用途の変更がないと認め 関 関 られる家屋は、新税システムへの登録と外形図に 新税システムの家屋IDの登録を実施(⇒この作業 資 が実施できない家屋が実地調査を必要とする家屋 となる)。関係資料が残っている場合は、地図シス テムへ登録。	
	税 システムの機能を使い、H31 時点で登録済 かのリストを整備。 H 図 シ シ OH30 の作業により抽出された家屋について実地 調査を行い、結果を基に新税システムと地図システムへ外形図を登録。関係資料が残っている場合 は、地図システムへ登録。 関係資資料	
	(土地) 現行税総合システム内にある課税データには既に非課税物件であることを示すコードが付与されていることから、現時点において抽出したデータを基にリスト化(紙ベースだけでなくアクセスによる抽出プログラムを含む)を行いました。今後は、平成31年度末を目処に実態調査と併せて整備を図っていきます。	

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
(2)固定資産税の減免について	① 消防局、文化財保護課、自治	総務部
①減免要件消滅時の減免取消について	協働課等の関係部署からの定期的	資産税課
【意見】報告書 115 頁	な情報提供については、網羅性を	
継続して減免する案件について、定	具備したリストの整備後、平成31	
期的な現地調査等により減免要件に変	年度末を目処に照会を行っていき	
更がないかを確認する体制になってお	ます。また、今年度から、リスト	
らず、減免の要件に変更があった場合	の整備と並行して、現在保有して	
でも、本人からの申請若しくは関係各	いるデータを基に可能な限り情報	
課からの連絡がなければ継続して減免	提供の照会を行っているところで	
が適用され、結果的に課税漏れが発生	あり、網羅性を具備したリストの	
するリスクがある。	整備後は毎年定期的に照会を行っ	
減免要件の変更を網羅的に把握し、	ていきます。	
課税漏れを防止するために、①関係部		
署からの定期的な情報提供を求める、	② アラート機能については、新	
②減免要件の変更に係る情報を入手し	税総合システムでは当該機能を有	
た際に、当該情報を一元管理するフォ	しておらず対応が不可能であるこ	
ーマットを別で設けるか、システム上	とから、平成31年度末を目処に	
アラートが出るようにする、③定期的	情報を一元化するフォーマットを	
な視察をルール化し、又は、要件変更	作成するとともに、管理職による	
の有無について年度毎等定期的に文書	各係の減免取扱状況の確認を行っ	
で確認する等の対応を検討すべきであ	ていきます。	
る。		
	③ 非課税対象資産の取扱いと同	
	様に、網羅性を具備したリストの	
	整備後、平成31年度末を目処に	
	減免の取扱いをしている土地・家	
	屋に対する実地調査の年次計画を	
	策定し、実地調査を行っていきま	

す。なお、市税規則第49条第1 項第22号の規定により減免を適 用している固定資産は、現時点で も毎年現地調査を行っています。

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
②減免リストの作成について	土地・家屋とも「(1)非課税	総務部
【結果】報告書 116 頁	資産について②非課税対象資産の	資産税課
減免対象資産の一覧表を求めたとこ	網羅性を具備したリストの作成に	
ろ、市は平成6年度以前の減免に関す	ついて」と同様の対応とします。	
る情報が不十分であるため、対象資産		
を網羅的に把握することができておら		
ず、一覧表として提出することができ		
ないという回答であった。		
減免対象資産の把握、また、定期的		
な現地調査を効率的にすすめるために		
も、網羅性が確保された減免対象資産		
のリストを作成、管理する必要があ		
る。		
③市税規則第 49 条第 1 項第 22 号「特	現在も、地方税法の規定する非	総務部
に必要と認める固定資産」の減免につ	課税条項や通知に準ずるもの以外	資産税課
いて	は減免をしないこととしており、	
【意見】報告書 117 頁	地方税法の趣旨を逸脱した減免が	
資産税課では、地方税法上の非課税	行われるリスクを低減させる運用	
規定に準じかつ公益性が高いと認めら	を行っているところです。一方、	
れるものに対して限定的に適用してい	地方税法第367条にいう「その他	
る。この場合の決裁は他の号と同様に	特別の事情がある者」には特に公	
資産税課課長までとなっている。	益上の必要性があると認められる	
当該 22 号の規程は、具体的要件を	者も含まれ、その判断は市町村に	
明示的に定めていないことから、「特	委ねられています。この「公益上	
に必要と認める場合」を具体的に記載	の必要性」には様々なケースがあ	
したうえで、他の号よりも高次の決裁	ると予測されることから、具体的	
を求めることで、法の趣旨を逸脱した	要件を記載することは適当でない	
減免が行われるリスクを低減させる必	と考えます。なお、この場合の決	
要があると考えられる。	裁は、監査意見に基づき、市長か	
	ら税務関係の権限が委任されてい	
	る税務長へ決裁権者を変更しまし	
	た。	

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
(3)家屋特定調査について	未評価家屋の対応については、	総務部
①未評価家屋について	今年度中に未評価家屋の特定と課	資産税課
【意見】報告書 117 頁	税に向けた長期的な計画を策定し	更 <i>注</i> 化脉
平成 22 年度から平成 25 年度を一次	ました。今後は、計画に基づいて	
調査として外観調査を実施し、外観調	順次調査を行っていきます。	
査のみで現地調査を実施していない家	7777777777	
屋に対する二次調査として、平成26		
年度は主に倉庫等を、平成27年度は		
堅田学区を現地調査しているが、それ		
以降の調査に対して未評価家屋に係る		
明確な方針が立っていない。また、業		
務を全うするには時間的にも人員的に		
も不足があり、効果の薄い家屋の実地		
調査については後回しとなる傾向にあ		
る。		
課税の公平性の観点から、例えば時		
間を掛けて実地調査をしたとしても増		
える税額が少ない物件に対しては、未		
評価物件について市への報告を促す文		
書を投函するなどの処理を行うなど何		
らかの対処を講ずるべきである。		
②現況調査について	平成 31 年度を目処として非課	総務部
【意見】報告書 120 頁	税及び減免の家屋リストを作成	資産税課
土地及び家屋について、任意の非課	し、年次計画を策定した上で、順	
税対象資産及び減免対象資産につい	次立入調査も含めた実地調査を行	
て、現況調査を実施した。	っていきます。	
現況調査は、現地に赴き非課税ない		
し減免の事由となった用途等に使用さ		
れているか否かを対象の固定資産の外		
観を見ることにより実施し、2件を除		
き外観上は事由に則った用途等に使用		
されていることが推測された。		
市は、非課税申告及び減免申請時に		
は実際に職員が現地に赴いて施設内に		
立ち入りその非課税ないし減免事由に		
則った用途等に使用されているか否か		
を判断しているが、一旦申告又は申請		
が認められるとその後の立入を含めた		
実態調査が行われるようになっていな		
定期的な調査を実施する上で、現地 調査を外観調査で終わらせることな		

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
く、抜き打ちでの立入調査を行うべき		
である。		

4. 事業所税

4. 事業別院	# 17 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	구니 기가 수요⇒m
監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
(1)他の税目とのマッチング資料につ	新市税業務システムを活用し、	総務部
いて 「卒日」 却作書 101 万	家屋課税資料や法人市民税の従業	市民税課
【意見】報告書 131 頁	員数など、納税義務者ごとにマッ	
事業所税は、家屋を課税対象とする	チング資料を作成し、効果的に課	
固定資産税及び従業者数を課税標準と	税客体を検証していきます。	
する法人市民税と家屋床面積及び従業		
者数において、類似の情報を利用して		
税額を算定することになる。		
いずれの税目も膨大な情報を取り扱		
うため、税システム等の情報システム		
を利用し、納税義務者ごとにマッチン		
グ資料を自動作成して検証に当たるこ		
とが効果的であり、全ての作業を手作		
業で行った場合に比べ、格段に効率性		
が増すものと考えられる。		
しかし、税システムと事業所税シス		
テム間に連携はなく、自動的にマッチ		
ング資料を作成することができない。		
(2)従業者割の申告内容の検証につい	法人市民税と事業所税の従業者	総務部
7	数情報を活用して、事業所税従業	市民税課
【意見】報告書 133 頁	者割額の検証を実施しました。	
事業所税の従業者割の免税点は従業		
者数 100 人以下と定められていること		
から、免税点を僅かに下回る、若しく		
は当年度に免税点以下となった事業者		
については、申告内容の正確性を慎重		
に判断する必要がある。		
その際、法人市民税の従業者数を参		
考にして申告内容を事業者に問い合わ		
せ、必要に応じて申告内容を検証する		
ための追加的な資料を提出させること		
は、従業者割額の正確性を担保する上		
で有効である。		
現在、市民税課では、積極的に法人		
市民税と事業所税の従業者数情報を利		
用して、事業所税従業者割額の検証を		
行っていない。		
少なくとも免税点を僅かに下回る事		
業者のうち、一定の傾向にある事業者		
については、事業者に問い合わせるな		
どして、申告内容の適切性を検証すべ		

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
きである。		
(3)免税申請の検証について	平成 28 年度申請分から減免の	総務部
【意見】報告書 134 頁	根拠となる図面等の添付を徹底し	市民税課
市民税課では、減免対象面積若しく	ました。	
は事務所等の課税対象床面積を課税当	また、平成 28 年度から定期的	
初に提出された図面等で把握している	に現地調査を実施しています。	
ことから、平成26年度のいずれの事		
業者による減免申請書にも図面等の詳		
細な資料の添付はなく、課税当時に提		
出された図面等で把握した状況に変化		
がないことを前提に減免を認めたもの		
である。		
課税の公平性の観点から、原則とし		
て事業者には減免申請書に必要十分な		
書類の添付を求めるべきであり、定期		
的な現地調査も検討すべきである。		

7. 特別土地保有税

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当部課
(1)徴収猶予制度適用者からの担保の	担保提供の必要性について、今	総務部
提供について	年度から徴収猶予対象者の資産状	資産税課
【意見】報告書 144 頁	況や市税納付状況に関して資産税	
市は徴収猶予制度適用者が当該徴収	課及び収納課で定期的に情報を共	
猶予に係る特別土地保有税を納付する	有し、資産税課において必要性を	
資力を有するとして、担保の提供を受	総合的に判断するよう取り決めま	
けていない。	した。	
納税義務の免除に係る期間の延長申		
請受付事務は資産税課が担当し、特別		
土地保有税及び固定資産税に係る納付		
事務は収納課が担当しており、両者が		
連携して滞納処分や納付状況の情報を		
共有することで初めて担保提供の必要		
性を判断できることから、今後は定期		
的に情報を交換するとともに、担保提		
供の必要性の判断に係る責任の所在を		
明確にしておくことが必要である。		

8. 入湯税

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当部課
(1)日帰りの入湯客に対する入湯税に	特別徴収義務者5社のうち、1	総務部
ついて	社は対象外、1社は該当なく、3	市民税課
【結果】報告書 145 頁	社は更正処分を行いました。	
年間を通して日帰入湯客数をゼロと		
して申告している特別徴収義務者が5		
社(全20社中)あるが、その内1社		
は、日帰入湯付きの食事プランを自社		
のホームページ上に掲載しており、実		
際には日帰入湯客が存在し、結果とし		
て過少申告となっている可能性があ		
る。		
市は、入湯税は入湯した者に対して		
課税され、鉱泉浴場の経営者はその特		
別徴収義務者である、という制度の仕		
組みを特別徴収義務者へ徹底指導すべ		
きである。		
なお、その後市が特別徴収義務者4		
社に対して現地調査を行った結果、一		
部の特別徴収義務者に対し過少申告に		
よる更正を行っている。		
(2)現地調査について	平成 27 年度から定期的に実地	総務部
【意見】報告書 146 頁	調査を実施しています。	市民税課
市は、特別徴収義務者から提出され		
た納入申告書の記載不備や計算間違い		
を確認するにとどまり、入湯客数に誤		
りがあるか否かの確認を行っていな		
V).		
市内の特別徴収義務者は20社程度		
であり、事務負担等を考慮しても、市		
民税課は定期的に現地へ赴き、宿帳な		
どを確認するなど実地調査を行うべき		
である。		

10. 滯納整理事務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当部課
(1)財産調査の実施状況を確認できる	平成 25 年 10 月から、現行滞納	総務部
一覧の出力について	整理システムを導入し、滞納整理	収納課
【意見】報告書 171 頁	業務の効率化を図っています。	Deni den
財産調査については、財産調査を実	同システムにより、対象者の抽	
施した結果を滞納整理システムへ経過	出がタイムリーに実施できるよう	
記録として入力しているが、同システ	になりましたが、滞納処分に係る	
ムには、財産調査の実施状況について	財産調査の実施状況の一覧表を作	
一覧で出力する機能がない。	成する機能がありません。	
そのため、徴収担当者が財産調査を	現行滞納整理システムの更新時	
適時に実施しているかどうかを、一覧	に、財産調査の実施状況の一覧表	
等により上位者が効率的に確認するこ	を作成できる機能を装備した仕様	
とができない。現行のシステムでは、	を検討していきます。	
案件毎に画面を開かないと財産調査の		
状況を確認することができないため、		
多数の滞納案件について上位者が確認		
することは実務上困難であり、担当者		
に委ねざるを得ない状況となってい		
る。		
次期システムを導入する際には、シ		
ステム要件として仕様に盛り込むこと		
が必要である。		
(a) 1, 165 th 14, a 165 th 19 - 1 1 -		ΛV <u>Δ</u> Δ Τ Δυ
(2)少額案件の管理について	少額案件の滞納整理事務につい	総務部
【意見】報告書 171 頁 市では、滞納整理事務に関し、現年	ては、4月、10月の年2回実施している現年優先のほか、担当者が	収納課
	ている現年催告のほか、担当者が 個別に催告を実施していますが、	
度課税と滞納繰越に担当者を分けており、地区ごとに担当者を決めている。	回別に催音を美旭していまりが、 これに加え、3月に少額案件の滞	
現年度課税担当者の1人当たりの担当	納者に催告書を送付することで、	
件数は約2,100件、滞納繰越担当者の	型期の納付促進を図っていきま	
1 人当たりの担当件数は約 2,500 件で	す。	
あり、他市と比較しても1人当たりの	/ 0	
業務量は非常に多くなっている。		
少額案件は、1件当たりの金額は小		
さいものの、督促状の発送、催告、財		
産調査、差押等の滞納整理事務には一		
定の時間を要するため、決して業務量		
が少ないものではない。高額滞納案件		
		l
に重点的に取り組む一方で、課税の公		
に重点的に取り組む一方で、課税の公		
に重点的に取り組む一方で、課税の公 平性の観点からは、少額案件について		

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当部課
を十分には行えていないのが現状であ	III U III E V 网女	155 77 HANK
5 .		
現年低額滞納者への電話催告、交渉		
内容の入力、各種文書の発送作業補		
助、財産調査の書類作成補助などの定		
型的な事務作業については、委託・派		
遣方式や直営・アルバイト方式を採用		
してコールセンターを導入している他		
市事例がある。これにより、導入につ		
いての事務経費を確保し、市の職員は		
差押等の滞納処分業務に専念すること		
を実現している。		
市においても、他市事例等を参考		
に、限られた人員体制の中で課税・徴		
収を適正に行い、事務執行を効率化し		
ていくための取組を推進することが必		
要である。		
(3)給与特別徴収に係る滞納事業者へ	給与特別徴収義務者について	総務部
の徴収手続について	は、個人の高額滞納案件より範囲	収納課
【結果】報告書 172 頁	を広げ、個別催告を強化する等、	
従業員が、金融機関等の融資や公的	滞納法人と接触できる機会を増や	
な申請において、納税証明書の提出が	すことにより早期の納付相談に持	
求められることがあるが、特別徴収義	ち込むなど重点的に取り組んでい	
務者の滞納がある場合、納税証明は発	ます。	
行されず、従業員が不利益を被ること		
になる。		
給与特別徴収に係る特別徴収義務者		
に対しては、他の滞納者と比べ、より		
厳しく重点的に接する必要がある。市		
では、特別徴収義務者に対する徴収手		
続は、他の滞納者と比べ厳しい折衝を		
行うようにしているものの、基本的には他の漂納者と同様の扱いとしてい		
は他の滞納者と同様の扱いとしている。		
⊘ o		
重点的に管理を行う滞納案件の選定		
重点的に管理を行う滞納案件の選定 にあたっては、金額だけではなく、質		
重点的に管理を行う滞納案件の選定 にあたっては、金額だけではなく、質 的な重要性を加味し、特別徴収義務者		
重点的に管理を行う滞納案件の選定 にあたっては、金額だけではなく、質 的な重要性を加味し、特別徴収義務者 の滞納案件についても重点的に管理す		
重点的に管理を行う滞納案件の選定 にあたっては、金額だけではなく、質 的な重要性を加味し、特別徴収義務者		
重点的に管理を行う滞納案件の選定 にあたっては、金額だけではなく、質 的な重要性を加味し、特別徴収義務者 の滞納案件についても重点的に管理す		

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当部課
(4)不納欠損リストによる時効対象案	平成 25 年度から、納税義務者	総務部
件への対応について	が死亡し、かつ、滞納がある者に	収納課
【結果】報告書 173 頁	ついては、住民票(除票)を取得	
欠損該当者一覧表(不納欠損になる	し、将来にわたって相続調査がで	
該当者の一覧)から任意の5件を抽出	きるよう本籍地を滞納整理システ	
し、不納欠損に至るまでの滞納整理事	ムに入力するようにしています。	
務の適切性を検討した結果、1件につ	また、資産税課が現所有者課税を	
いて対応に問題があると認められた。	速やかにできるように、相続調査	
平成 19 年に納税義務者が死亡して	を実施した上で連絡するようにし	
いることを把握してから、資産税課へ	ています。	
現所有者課税を依頼するまでに5年以	なお、納税義務者が死亡し、か	
上が経過している。死亡者名義での固	つ、滞納がある者については、課	
定資産税の課税は、一部の場合を除	税課である資産税課に現所有者課	
き、当該課税は無効になると解されて	税の連絡を速やかに行っていま	
おり、固定資産税を徴収するために	す。	
は、納税義務者を現所有者等に変更		
し、改めて課税に係る手続を行うこと		
が必要となる。		
滞納整理を行う際に、他にも死亡者		
課税が発生している不納欠損対象案件		
がないかを定期的に確認すべきであ		
る。また、滞納整理事務を執行する過		
程で、死亡者課税であることが判明し		
た場合には、課税課へ適時に連絡を行		
い、現所有者等への課税を依頼し、徴		
収事務を長期に渡って停滞させないこ		
とが必要である。		
そもそもの原因は、課税課である資		
産税課において、死亡者に対する課税		
が継続して行われていたことにある。		
死亡者課税には課題も多いのが実態で		
あるが、適正公正な事務執行を行うべ		
きであり、死亡者課税解消に向けた取		
組を推進することが必要である。		

11. 税システム

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
(1)各種手続における網羅性を補完す	平成25年10月から、現行滞納	総務部
るための一覧出力機能について	整理システムを導入し、滞納整理	収納課
【意見】報告書 177 頁	業務の効率化を図っています。	市民税課
現行のシステムでは、財産調査の状	同システムにより、対象者の抽	
況を確認できる一覧が出力されないな	出がタイムリーに実施できるよう	
ど、各種手続における網羅性を補完す	になりましたが、滞納処分に係る	
るための一覧を出力できないものがい	財産調査の実施状況の一覧表を作	
くつかある。そのため、担当者が自ら	成する機能がありません。	
一覧を用いて手続漏れを発見すること	現行滞納整理システムの更新時	
が困難なだけでなく、上位者にとって	に、財産調査の実施状況の一覧表	
も、1件ずつ画面を照会して確認する	を作成できる機能を装備した仕様	
ことは実務上困難であり、漏れなく確	を検討していきます。	
実に事務が執行されているかどうかを		
効果的かつ効率的にモニタリングする		
のは困難な状況となっている。		
次期システムを導入する際には、シ		
ステムの要件として仕様に盛り込むこ		
とが必要である。		
(2)パスワードの定期的な変更につい	① 税総合システム	総務部
て	パスワードの変更については、3	収納課
【結果】報告書 177 頁	か月ごとに変更のメッセージが表	市民税課
「大津市情報セキュリティポリシー	示されるため、各自で定期的にパ	
5-6 パスワード等の管理(1)パスワー	スワードを変更しています。	
ドの取扱③」では、パスワードを定期	② 滞納整理システム	
的に変更する旨が規定されている。	システム管理者(管理係長)が	
税総合システム/滞納整理システム	保守管理しているパスワードを各	
については、パスワードの変更はシス	係長と共有し、3か月ごとに各係	
テム上強制される仕組となっておら	長が責任をもって、係員に自分の	
ず、また、ユーザ側でパスワードを変	パスワードの変更を行わせます。 	
更する運用も実施されていない。		
税金に関係しない部署の職員が税総		
合システム/滞納整理システムを利用		
することはできないように制限されて		
いるが、例えば職員のパスワードが漏油し、他の税担と課の聯員がそのパス		
洩し、他の税担当課の職員がそのパス		
ワードを知り得た場合、本来は業務上		
知り得ない情報へアクセスすることが 可能となり、不正なアクセスが行われ		
るおそれがある。		

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
税総合システム/滞納整理システム		
についても、大津市情報セキュリティ		
ポリシーに従い、パスワードの定期的		
な変更を行うべきである。		

12. 総括意見 (前段1~11の指摘事項と重複している項目は省いている。)

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
(2)組織的な業務の実施	事業所均等割課税について、マ	総務部
①マニュアルの整備	ニュアルを見直し、課税漏れとな	市民税課
【意見】報告書 180 頁	らないよう具体的な作業工程や注	
市税の賦課・徴収業務を組織的に実	意点等、詳細な記述を追加しまし	
施するために必要なツールが業務のよ	た。また、前年度非課税であって	
りどころとなるマニュアルである。	も、全ての対象者を把握できるよ	
しかし、マニュアルの内容が不十分	うに過去からの連続した台帳を作	
な事例が見受けられた。例えば、個人	成し、毎年度の課税状況がわかる	
市民税の事業所均等割課税について、	よう改善を図りました。	
前年の事業所均等割課税対象者リスト	また、市税の賦課・徴収業務を	
と照合して課税業務を行っているが、	組織的に実施するため、よりどこ	
前年の所得が少ない場合は、当該リス	ろとなるマニュアルを新市税業務	
トに記載されない仕組みとなってお	システムの導入に伴い、現在、改	
り、当年に課税対象とすべき所得があ	正、整備しています。マニュアル	
っても、結果として課税漏れが生じる	にない例外的な対応については、	
可能性があるが、その点についてマニ	今後も内容を十分に精査し、課内	
ュアルに詳細な記載がなかった。	協議や上長による承認を得るなど	
また、マニュアルにない例外的な対	して、組織的な対応を図ります。	
応について、いわゆるホウレンソウ		
(報告・連絡・相談)が不十分な事例		
が見受けられた。例えば、個人市民税		
の申告書の発送業務において、何らか		
の理由で本人から申告書を発送しない		
で欲しいという申し出があれば、担当		
者の判断で発送停止がされてしまって		
いた。		
このように、業務の質を保つために		
もマニュアルを整備(不十分なところ		
は、追加補充)し、また、マニュアル		
にない例外的事項については、課内協		
議、上長による承認など、組織的な対		
応をとることが求められる。		
 (4)担当者の専門知識の向上	課税課と収納課との間における	総務部
【意見】報告書 182 頁	人事交流については、市全体の異	人事課
市民税課、資産税課、収納課の税務	動の中で考慮していきます。	
職員には、市税に関する専門知識が求		
められる。また、課税課(市民税課と		
資産税課)と収納課との連携も重要で		
ある。		
専門知識の向上は、自己研鑽と特定		

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
の分野における一定の実務経験の積み		
重ねが不可欠であるが、一方で人事異		
動により各自の視野を広げることも重		
要である。例えば、課税課と収納課の		
間で人事異動(交流)をして、市税に		
関する知見を広げるのも有効であると		
考えられる。		